

令和5年（2023年）

旭川市議会議案

第4回定例会

令和5年12月1日開会

令和5年 月 日閉会

5・4定

議案第 1 号

令和5年度旭川市一般会計補正予算について

令和5年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和5年12月1日提出

旭川市長 今 津 寛 介

---

5・4定

議案第 2 号

令和5年度旭川市一般会計補正予算について

令和5年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和5年12月1日提出

旭川市長 今 津 寛 介

5・4定

議案第 3 号

令和5年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について

令和5年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和5年12月1日提出

旭川市長 今 津 寛 介

---

5・4定

議案第 4 号

令和5年度旭川市動物園事業特別会計補正予算について

令和5年度旭川市動物園事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和5年12月1日提出

旭川市長 今 津 寛 介

5・4定

議案第 5 号

令和5年度旭川市育英事業特別会計補正予算について

令和5年度旭川市育英事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和5年12月1日提出

旭川市長 今 津 寛 介

---

5・4定

議案第 6 号

令和5年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について

令和5年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和5年12月1日提出

旭川市長 今 津 寛 介

5・4定

議案第 7 号

令和5年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計補正予算について

令和5年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和5年12月1日提出

旭川市長 今 津 寛 介

---

5・4定

議案第 8 号

令和5年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

令和5年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和5年12月1日提出

旭川市長 今 津 寛 介

5・4定

議案第 9 号

令和5年度旭川市水道事業会計補正予算について

令和5年度旭川市水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和5年12月1日提出

旭川市長 今 津 寛 介

---

5・4定

議案第 10 号

令和5年度旭川市下水道事業会計補正予算について

令和5年度旭川市下水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和5年12月1日提出

旭川市長 今 津 寛 介

5・4 定

議案第 11 号

令和5年度旭川市病院事業会計補正予算について

令和5年度旭川市病院事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和5年12月1日提出

旭川市長 今津 寛介

---

旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

旭川市長 今津 寛介

旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年旭川市条例第3号）の一部を  
次のように改正する。

第7条第1項の表中「376,000」を「380,000」に、「422,000」を  
「427,000」に、「472,000」を「477,000」に、「533,000」を  
「539,000」に、「608,000」を「615,000」に、「710,000」を  
「718,000」に、「830,000」を「839,000」に改める。

第9条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の  
165」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定は、公布の  
日から施行する。

(説明)

国家公務員の給与改定に準じるために、旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の  
一部を改正しようとするものである。

旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 旭川市職員の給与に関する条例（昭和26年旭川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第16条の4第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第16条の5第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

附則第15項中「まで」を「まで及び第26項」に改める。

附則に次の1項を加える。

26 令和6年1月1日において附則第10項第1号に掲げる職員に該当する職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び附則第15項から第18項までの規定による号給の調整を考慮して調整が必要があるものとして市長が別に定める職員の同日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けすこととなる号給の6号給（職員の調整考慮事項及び附則第15項から第18項までの規定による号給の調整を考慮して特に調整が必要があるものとして市長が別に定める職員にあつては、市長が別に定める号給）上位の号給とする。  
別表1から別表4までを次のように改める。

別表1  
行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額							
	1		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600			
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900			
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100			
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				

	87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600				
	88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800				
	89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000				
	90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300				
	91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600				
	92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800				
	93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000				
	94		295, 900	343, 600	382, 500					
	95		296, 200	344, 100	382, 900					
	96		296, 600	344, 500	383, 300					
	97		296, 800	344, 700	383, 600					
	98		297, 100	345, 100	384, 100					
	99		297, 500	345, 500	384, 500					
	100		297, 900	345, 800	384, 900					
	101		298, 100	346, 100	385, 200					
	102		298, 400	346, 500	385, 700					
	103		298, 800	346, 900	386, 100					
	104		299, 100	347, 300	386, 500					
	105		299, 300	347, 800	386, 800					
	106		299, 600	348, 200	387, 300					
	107		300, 000	348, 600	387, 700					
	108		300, 300	349, 000	388, 100					
	109		300, 500	349, 500	388, 400					
	110		300, 900	349, 900						
	111		301, 300	350, 200						
	112		301, 600	350, 500						
	113		301, 800	351, 000						
	114		302, 000							
	115		302, 300							
	116		302, 700							
	117		302, 900							
	118		303, 100							
	119		303, 400							
	120		303, 700							
	121		304, 100							
	122		304, 300							
	123		304, 600							
	124		304, 900							
	125		305, 200							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		188, 700	216, 200	256, 200	275, 600	290, 700	316, 200	358, 000	391, 200	442, 400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第16条の8に規定する職員を除く。

別表2  
医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
1	410,100	483,300	545,400	
	413,300	486,600	548,500	
	416,200	489,700	551,500	
	419,300	492,700	554,600	
2	422,000	495,900	557,600	
	424,900	498,400	560,600	
	427,800	500,500	563,800	
	430,600	502,700	566,900	
3	432,600	505,200	569,500	
	435,100	507,900	572,600	
	437,700	510,300	575,700	
	440,300	512,700	578,800	
4	443,000	514,900	582,000	
	445,700	517,300	585,000	
	448,200	519,100	588,200	
	451,100	520,900	591,400	
5	453,800	522,900	594,200	
	457,100	525,300	597,400	
	460,100	527,600	600,600	
	463,200	529,900	603,600	
6	466,400	531,500	606,600	
	469,500	534,200	609,600	
	472,000	536,800	612,500	
	474,600	539,300	615,500	
7	477,500	541,600	618,600	
	480,800	544,400	621,700	
	484,100	547,100	624,800	
	487,300	549,900	627,900	
8	490,500	552,700	630,800	
	493,800	555,400	633,900	
	496,600	558,200	637,000	
	499,400	560,800	640,100	
9	502,400	563,100	642,900	
	505,100	565,800	645,900	
	508,000	568,500	648,800	
	511,000	571,000	651,800	
10	514,000	573,700	654,600	
	517,000	576,300	657,600	
	519,700	579,000	660,400	
	522,500	581,700	663,400	
11	525,200	584,400	666,400	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	42	528,100	587,100	669,400
	43	531,000	589,800	672,400
	44	534,000	592,300	675,300
	45	536,700	594,500	678,100
	46	539,400	596,800	681,000
	47	542,000	599,300	683,900
	48	544,600	601,700	686,800
	49	546,800	604,200	689,400
	50	549,300	606,600	692,200
	51	551,800	609,000	695,000
	52	554,300	611,400	697,800
	53	556,900	613,300	700,500
	54	559,400	615,500	703,300
	55	561,900	617,700	706,100
	56	564,400	619,900	708,900
	57	566,400	622,100	711,800
	58	568,700	624,200	714,500
	59	570,900	626,300	717,200
	60	573,000	628,300	719,600
	61	575,200	630,400	722,400
	62	577,200	632,300	725,100
	63	579,200	634,300	727,800
	64	581,100	636,200	730,500
	65	583,100	638,200	733,000
	66	584,300	640,200	735,000
	67	585,400	642,000	737,700
	68	586,500	644,000	740,400
	69	587,300	645,900	742,900
	70	588,200	647,300	745,400
	71	589,300	648,900	747,900
	72	590,400	650,500	750,400
	73	591,200	652,100	752,900
	74	591,700	653,600	755,400
	75	592,300	655,100	757,900
	76	592,900	656,300	760,400
	77	593,400	657,800	762,700
	78	594,000	659,300	765,100
	79	594,600	660,800	767,500
	80	595,100	662,300	769,900
	81	595,800	663,600	772,300
	82	596,300	665,000	774,700
	83	596,600	666,400	777,100
	84	597,100	667,800	779,500
	85	597,400	669,200	781,700
	86			784,000
	87			786,300
	88			788,600

89			790, 800
90			793, 100
91			795, 400
92			797, 700
93			799, 800
94			802, 000
95			804, 200
96			806, 400
97			808, 600
98			810, 800
99			813, 000
100			815, 200
101			817, 200
102			819, 400
103			821, 600
104			823, 800
105			825, 800
106			828, 000
107			830, 200
108			832, 400
109			834, 400
110			836, 600
111			838, 800
112			841, 000
113			843, 000
114			845, 200
115			847, 400
116			849, 600
117			851, 600
118			853, 500
119			855, 400
120			857, 300
121			859, 200
122			861, 100
123			863, 000
124			864, 900
125			866, 800
126			868, 700
127			870, 600
128			872, 500
129			874, 400
130			876, 300
131			878, 200
132			880, 100
133			882, 000

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		339,700	394,300	467,400

備考 この表は、保健所に勤務する医師及び歯科医師で、規則で定めるものに適用する。

別表3  
医事職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400	438,600
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800	
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200	
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600	
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000	
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400	
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800	
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200	
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500	
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800	
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200	
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500	
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800	
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100	
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000		
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300		
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600		
	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900		
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200		
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500		
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900		
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100		
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400		
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700		
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000		
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200		
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900			
	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600			
	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200			
	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600			
	70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100			
	71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600			
	72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100			
	73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700			
	74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200			
	75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800			
	76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400			
	77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900			
	78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400			
	79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900			
	80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400			

81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700			
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200			
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600			
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000			
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400			
86		290,700	326,500	347,300	388,900			
87		290,900	326,700	347,600	389,300			
88		291,100	327,000	347,900	389,700			
89		291,500	327,400	348,300	390,100			
90		291,700	327,800	348,600	390,600			
91		291,900	328,200	349,000	391,000			
92		292,100	328,600	349,300	391,400			
93		292,500	328,900	349,700	391,800			
94		292,700	329,100	350,000	392,300			
95		292,900	329,500	350,300	392,700			
96		293,200	329,800	350,600	393,100			
97		293,500	330,000	350,900	393,500			
98		293,700	330,300	351,300	394,000			
99		293,900	330,600	351,700	394,400			
100		294,200	330,900	352,100	394,800			
101		294,500	331,100	352,600	395,200			
102		294,700	331,400	353,000				
103		294,900	331,800	353,400				
104		295,200	332,000	353,800				
105		295,500	332,200	354,300				
106			332,400					
107			332,800					
108			333,000					
109			333,200					
110			333,600					
111			334,000					
112			334,400					
113			334,600					
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200	427,900

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で、規則で定めるものに適用する。

別表4  
保健看護職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000

	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000
	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400
	57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500
	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000
	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600
	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000
	61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
	62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000
	65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
	66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
	67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
	68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
	69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
	70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
	71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	
	72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
	73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
	74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
	75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
	76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
	77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
	78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
	79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
	80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以	81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
	82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
	83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
	84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	
	85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
	86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	

外の職員	87	278, 100	309, 300	343, 900	364, 300	391, 300	
	88	278, 800	310, 400	344, 900	364, 800	391, 700	
	89	279, 600	311, 500	345, 800	365, 200	392, 000	
	90	280, 400	312, 700	346, 600	365, 600	392, 400	
	91	281, 200	313, 900	347, 400	366, 200	392, 900	
	92	282, 000	315, 000	348, 200	366, 700	393, 300	
	93	282, 800	315, 800	348, 800	367, 000	393, 700	
	94	283, 800	316, 500	349, 400	367, 500	394, 100	
	95	284, 700	317, 200	350, 100	367, 900	394, 600	
	96	285, 600	317, 800	350, 700	368, 200	395, 000	
	97	286, 200	318, 300	351, 100	368, 800	395, 400	
	98	286, 800	318, 600	351, 500	369, 300	395, 800	
	99	287, 400	319, 200	352, 000	369, 800	396, 300	
	100	288, 300	319, 800	352, 400	370, 300	396, 700	
	101	289, 100	320, 200	352, 900	370, 900	397, 100	
	102	289, 900	320, 800	353, 300	371, 400	397, 500	
	103	290, 700	321, 400	353, 800	371, 900	398, 000	
	104	291, 500	321, 900	354, 200	372, 300	398, 400	
	105	292, 100	322, 300	354, 500	372, 900	398, 800	
	106	292, 600	322, 800	355, 000	373, 400	399, 200	
	107	293, 100	323, 300	355, 400	373, 900	399, 700	
	108	293, 500	323, 800	355, 700	374, 400	400, 100	
	109	293, 700	324, 200	356, 200	375, 000	400, 500	
	110	294, 000	324, 600	356, 700	375, 400		
	111	294, 200	324, 900	357, 200	375, 900		
	112	294, 500	325, 200	357, 700	376, 400		
	113	294, 800	325, 500	358, 200	377, 000		
	114	295, 000	325, 900	358, 700			
	115	295, 300	326, 300	359, 200			
	116	295, 500	326, 600	359, 600			
	117	295, 800	326, 800	360, 000			
	118	296, 100	327, 100	360, 400			
	119	296, 400	327, 500	360, 900			
	120	296, 700	327, 700	361, 400			
	121	297, 000	327, 900	361, 800			
	122	297, 400	328, 200	362, 300			
	123	297, 700	328, 500	362, 800			
	124	298, 100	328, 800	363, 300			
	125	298, 300	329, 000	363, 600			
	126	298, 500	329, 300				
	127	298, 800	329, 700				
	128	299, 200	329, 900				
	129	299, 400	330, 100				
	130	299, 700	330, 300				
	131	300, 100	330, 700				
	132	300, 500	330, 900				

133	300,700	331,200				
134	301,000	331,600				
135	301,400	332,000				
136	301,700	332,400				
137	301,900	332,700				
138	302,200	333,100				
139	302,600	333,500				
140	302,900	333,900				
141	303,100	334,200				
142	303,500	334,600				
143	303,900	334,900				
144	304,200	335,300				
145	304,400	335,600				
146	304,600	336,000				
147	304,900	336,400				
148	305,300	336,800				
149	305,500	337,100				
150	305,700	337,500				
151	306,000	337,900				
152	306,300	338,300				
153	306,700	338,600				
154	306,900					
155	307,100					
156	307,400					
157	307,700					
158	308,000					
159	308,300					
160	308,600					
161	309,000					
162	309,300					
163	309,600					
164	309,900					
165	310,300					
166	310,600					
167	310,900					
168	311,200					
169	311,600					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額					
	円 236,100	円 256,400	円 263,600	円 273,800	円 290,100	円 327,300

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で、規則で定めるものに適用する。

第2条 旭川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の4第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第16条の5第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の旭川市職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の給与条例」という。）別表1から別表4までの規定は令和5年4月1日から、改正後の給与条例第16条の4第2項及び第3項並びに第16条の5第2項の規定は令和5年12月1日から適用する。

### (給与の内扱)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の旭川市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内扱とみなす。

### (規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、給与の支給日その他この条例（第1条の規定に限る。）の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### (旭川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 5 旭川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年旭川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第5項（見出しを含む。）中「まで」を「まで及び第26項」に改める。

### (説 明)

国家公務員の給与改定に準じる等のために、旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

旭川市長 今津 寛介

旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和39年旭川市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「まで」を「まで及び第22項」に改める。

附則第12項中「前4項」を「附則第8項から前項まで及び第22項」に改める。

附則に次の1項を加える。

22 令和6年1月1日において次の各号のいずれかに該当する職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び附則第8項から第11項までの規定による号給の調整を考慮して調整の必要があるものとして管理者が別に定める職員の同日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の6号給（職員の調整考慮事項及び附則第8項から第11項までの規定による号給の調整を考慮して特に調整の必要があるものとして管理者が別に定める職員にあつては、管理者が別に定める号給）上位の号給とする。

(1) 附則第5項第1号に掲げる職員

(2) 企業職員医療職給料表の適用を受ける職員

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1  
企業職員行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額							
	1		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600			
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900			
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100			
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				

	87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600				
	88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800				
	89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000				
	90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300				
	91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600				
	92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800				
	93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000				
	94		295, 900	343, 600	382, 500					
	95		296, 200	344, 100	382, 900					
	96		296, 600	344, 500	383, 300					
	97		296, 800	344, 700	383, 600					
	98		297, 100	345, 100	384, 100					
	99		297, 500	345, 500	384, 500					
	100		297, 900	345, 800	384, 900					
	101		298, 100	346, 100	385, 200					
	102		298, 400	346, 500	385, 700					
	103		298, 800	346, 900	386, 100					
	104		299, 100	347, 300	386, 500					
	105		299, 300	347, 800	386, 800					
	106		299, 600	348, 200	387, 300					
	107		300, 000	348, 600	387, 700					
	108		300, 300	349, 000	388, 100					
	109		300, 500	349, 500	388, 400					
	110		300, 900	349, 900						
	111		301, 300	350, 200						
	112		301, 600	350, 500						
	113		301, 800	351, 000						
	114		302, 000							
	115		302, 300							
	116		302, 700							
	117		302, 900							
	118		303, 100							
	119		303, 400							
	120		303, 700							
	121		304, 100							
	122		304, 300							
	123		304, 600							
	124		304, 900							
	125		305, 200							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		188, 700	216, 200	256, 200	275, 600	290, 700	316, 200	358, 000	391, 200	442, 400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第21条に規定する職員を除く。

別表第2  
企業職員医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
1	410,100	483,300	545,400	
	413,300	486,600	548,500	
	416,200	489,700	551,500	
	419,300	492,700	554,600	
2	422,000	495,900	557,600	
	424,900	498,400	560,600	
	427,800	500,500	563,800	
	430,600	502,700	566,900	
3	432,600	505,200	569,500	
	435,100	507,900	572,600	
	437,700	510,300	575,700	
	440,300	512,700	578,800	
4	443,000	514,900	582,000	
	445,700	517,300	585,000	
	448,200	519,100	588,200	
	451,100	520,900	591,400	
5	453,800	522,900	594,200	
	457,100	525,300	597,400	
	460,100	527,600	600,600	
	463,200	529,900	603,600	
6	466,400	531,500	606,600	
	469,500	534,200	609,600	
	472,000	536,800	612,500	
	474,600	539,300	615,500	
7	477,500	541,600	618,600	
	480,800	544,400	621,700	
	484,100	547,100	624,800	
	487,300	549,900	627,900	
8	490,500	552,700	630,800	
	493,800	555,400	633,900	
	496,600	558,200	637,000	
	499,400	560,800	640,100	
9	502,400	563,100	642,900	
	505,100	565,800	645,900	
	508,000	568,500	648,800	
	511,000	571,000	651,800	
10	514,000	573,700	654,600	
	517,000	576,300	657,600	
	519,700	579,000	660,400	
	522,500	581,700	663,400	
11	525,200	584,400	666,400	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	42	528,100	587,100	669,400
	43	531,000	589,800	672,400
	44	534,000	592,300	675,300
	45	536,700	594,500	678,100
	46	539,400	596,800	681,000
	47	542,000	599,300	683,900
	48	544,600	601,700	686,800
	49	546,800	604,200	689,400
	50	549,300	606,600	692,200
	51	551,800	609,000	695,000
	52	554,300	611,400	697,800
	53	556,900	613,300	700,500
	54	559,400	615,500	703,300
	55	561,900	617,700	706,100
	56	564,400	619,900	708,900
	57	566,400	622,100	711,800
	58	568,700	624,200	714,500
	59	570,900	626,300	717,200
	60	573,000	628,300	719,600
	61	575,200	630,400	722,400
	62	577,200	632,300	725,100
	63	579,200	634,300	727,800
	64	581,100	636,200	730,500
	65	583,100	638,200	733,000
	66	584,300	640,200	735,000
	67	585,400	642,000	737,700
	68	586,500	644,000	740,400
	69	587,300	645,900	742,900
	70	588,200	647,300	745,400
	71	589,300	648,900	747,900
	72	590,400	650,500	750,400
	73	591,200	652,100	752,900
	74	591,700	653,600	755,400
	75	592,300	655,100	757,900
	76	592,900	656,300	760,400
	77	593,400	657,800	762,700
	78	594,000	659,300	765,100
	79	594,600	660,800	767,500
	80	595,100	662,300	769,900
	81	595,800	663,600	772,300
	82	596,300	665,000	774,700
	83	596,600	666,400	777,100
	84	597,100	667,800	779,500
	85	597,400	669,200	781,700
	86			784,000
	87			786,300
	88			788,600

89			790, 800
90			793, 100
91			795, 400
92			797, 700
93			799, 800
94			802, 000
95			804, 200
96			806, 400
97			808, 600
98			810, 800
99			813, 000
100			815, 200
101			817, 200
102			819, 400
103			821, 600
104			823, 800
105			825, 800
106			828, 000
107			830, 200
108			832, 400
109			834, 400
110			836, 600
111			838, 800
112			841, 000
113			843, 000
114			845, 200
115			847, 400
116			849, 600
117			851, 600
118			853, 500
119			855, 400
120			857, 300
121			859, 200
122			861, 100
123			863, 000
124			864, 900
125			866, 800
126			868, 700
127			870, 600
128			872, 500
129			874, 400
130			876, 300
131			878, 200
132			880, 100
133			882, 000

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		339,700	394,300	467,400

備考 この表は、市立旭川病院に勤務する医師及び歯科医師で、病院事業管理者が別に定めるものに適用する。

別表第3  
企業職員医事職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400	438,600
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800	
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200	
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600	
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000	
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400	
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800	
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200	
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500	
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800	
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200	
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500	
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800	
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100	
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000		
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300		
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600		
	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900		
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200		
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500		
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900		
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100		
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400		
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700		
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000		
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200		
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900			
	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600			
	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200			
	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600			
	70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100			
	71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600			
	72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100			
	73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700			
	74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200			
	75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800			
	76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400			
	77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900			
	78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400			
	79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900			
	80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400			

81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700			
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200			
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600			
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000			
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400			
86		290,700	326,500	347,300	388,900			
87		290,900	326,700	347,600	389,300			
88		291,100	327,000	347,900	389,700			
89		291,500	327,400	348,300	390,100			
90		291,700	327,800	348,600	390,600			
91		291,900	328,200	349,000	391,000			
92		292,100	328,600	349,300	391,400			
93		292,500	328,900	349,700	391,800			
94		292,700	329,100	350,000	392,300			
95		292,900	329,500	350,300	392,700			
96		293,200	329,800	350,600	393,100			
97		293,500	330,000	350,900	393,500			
98		293,700	330,300	351,300	394,000			
99		293,900	330,600	351,700	394,400			
100		294,200	330,900	352,100	394,800			
101		294,500	331,100	352,600	395,200			
102		294,700	331,400	353,000				
103		294,900	331,800	353,400				
104		295,200	332,000	353,800				
105		295,500	332,200	354,300				
106			332,400					
107			332,800					
108			333,000					
109			333,200					
110			333,600					
111			334,000					
112			334,400					
113			334,600					
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200	427,900

備考 この表は、市立旭川病院に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で、病院事業管理者が別に定めるものに適用する。

別表第4  
企業職員保健看護職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000

	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000
	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400
	57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500
	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000
	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600
	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000
	61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
	62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000
	65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
	66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
	67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
	68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
	69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
	70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
	71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	
	72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
	73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
	74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
	75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
	76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
	77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
	78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
	79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
	80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以	81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
	82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
	83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
	84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	
	85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
	86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	

外の職員	87	278, 100	309, 300	343, 900	364, 300	391, 300	
	88	278, 800	310, 400	344, 900	364, 800	391, 700	
	89	279, 600	311, 500	345, 800	365, 200	392, 000	
	90	280, 400	312, 700	346, 600	365, 600	392, 400	
	91	281, 200	313, 900	347, 400	366, 200	392, 900	
	92	282, 000	315, 000	348, 200	366, 700	393, 300	
	93	282, 800	315, 800	348, 800	367, 000	393, 700	
	94	283, 800	316, 500	349, 400	367, 500	394, 100	
	95	284, 700	317, 200	350, 100	367, 900	394, 600	
	96	285, 600	317, 800	350, 700	368, 200	395, 000	
	97	286, 200	318, 300	351, 100	368, 800	395, 400	
	98	286, 800	318, 600	351, 500	369, 300	395, 800	
	99	287, 400	319, 200	352, 000	369, 800	396, 300	
	100	288, 300	319, 800	352, 400	370, 300	396, 700	
	101	289, 100	320, 200	352, 900	370, 900	397, 100	
	102	289, 900	320, 800	353, 300	371, 400	397, 500	
	103	290, 700	321, 400	353, 800	371, 900	398, 000	
	104	291, 500	321, 900	354, 200	372, 300	398, 400	
	105	292, 100	322, 300	354, 500	372, 900	398, 800	
	106	292, 600	322, 800	355, 000	373, 400	399, 200	
	107	293, 100	323, 300	355, 400	373, 900	399, 700	
	108	293, 500	323, 800	355, 700	374, 400	400, 100	
	109	293, 700	324, 200	356, 200	375, 000	400, 500	
	110	294, 000	324, 600	356, 700	375, 400		
	111	294, 200	324, 900	357, 200	375, 900		
	112	294, 500	325, 200	357, 700	376, 400		
	113	294, 800	325, 500	358, 200	377, 000		
	114	295, 000	325, 900	358, 700			
	115	295, 300	326, 300	359, 200			
	116	295, 500	326, 600	359, 600			
	117	295, 800	326, 800	360, 000			
	118	296, 100	327, 100	360, 400			
	119	296, 400	327, 500	360, 900			
	120	296, 700	327, 700	361, 400			
	121	297, 000	327, 900	361, 800			
	122	297, 400	328, 200	362, 300			
	123	297, 700	328, 500	362, 800			
	124	298, 100	328, 800	363, 300			
	125	298, 300	329, 000	363, 600			
	126	298, 500	329, 300				
	127	298, 800	329, 700				
	128	299, 200	329, 900				
	129	299, 400	330, 100				
	130	299, 700	330, 300				
	131	300, 100	330, 700				
	132	300, 500	330, 900				

133	300,700	331,200				
134	301,000	331,600				
135	301,400	332,000				
136	301,700	332,400				
137	301,900	332,700				
138	302,200	333,100				
139	302,600	333,500				
140	302,900	333,900				
141	303,100	334,200				
142	303,500	334,600				
143	303,900	334,900				
144	304,200	335,300				
145	304,400	335,600				
146	304,600	336,000				
147	304,900	336,400				
148	305,300	336,800				
149	305,500	337,100				
150	305,700	337,500				
151	306,000	337,900				
152	306,300	338,300				
153	306,700	338,600				
154	306,900					
155	307,100					
156	307,400					
157	307,700					
158	308,000					
159	308,300					
160	308,600					
161	309,000					
162	309,300					
163	309,600					
164	309,900					
165	310,300					
166	310,600					
167	310,900					
168	311,200					
169	311,600					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額					
	円 236,100	円 256,400	円 263,600	円 273,800	円 290,100	円 327,300

備考 この表は、市立旭川病院に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で、病院事業管理者が別に定めるものに適用する。

別表第5

特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
1	円 3 8 0, 0 0 0
2	4 2 7, 0 0 0
3	4 7 7, 0 0 0
4	5 3 9, 0 0 0
5	6 1 5, 0 0 0
6	7 1 8, 0 0 0
7	8 3 9, 0 0 0

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）別表第1から別表第4までの規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、給与の支給日その他この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(説 明)

国家公務員の給与改定に準じる等のために、旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

旭川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
の一部を改正する条例

旭川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年旭川市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「625,000円」を「630,000円」に、「555,000円」を「560,000円」に、「515,000円」を「520,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(説 明)

市議会の議員の報酬額を改定するために、旭川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 旭川市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年旭川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の220」を「、6月に支給する場合においては100分の220、12月に支給する場合においては100分の230」に改める。

附則第2項中「6月に支給する期末手当に関する第4条第2項」を「第4条第2項」に改める。

別表常勤の監査委員の項中「710,000円」を「640,000円」に改める。

第2条 旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の220、12月に支給する場合においては100分の230」を「100分の225」に改める。

附則第2項から第5項までを削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の旭川市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条

例」という。) 第4条第2項及び附則第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(経過措置)

3 第1条の規定の施行の際現に在任する常勤の監査委員の給料月額については、改正後の条例別表の規定にかかわらず、当該常勤の監査委員の任期中に限り、なお従前の例による。

(給与の内払)

4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の旭川市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

5 前項に定めるもののほか、給与の支給日その他この条例(第1条の規定(別表常勤の監査委員の項の改正規定を除く。)に限る。)の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(説明)

特別職の職員の期末手当の支給率等を改定する等のために、旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

旭川市長 今津 寛介

旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例（昭和46年旭川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の4第2項中「100分の220」を「、6月に支給する場合においては100分の220、12月に支給する場合においては100分の230」に改める。

附則第2項中「6月に支給する期末手当に関する第3条の4第2項」を「第3条の4第2項」に改める。

第2条 旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の4第2項中「、6月に支給する場合においては100分の220、12月に支給する場合においては100分の230」を「100分の225」に改める。

附則第2項から第7項までを削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条の4第2項及び附則第2項の規定は、令和5年12月1日から

適用する。

(給与の内扱)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、給与の支給日その他この条例（第1条の規定に限る。）の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(説明)

公営企業の管理者の期末手当の支給率を改定する等のために、旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

## 旭川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例の制定について

旭川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

旭川市長 今 津 寛 介

## 旭川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例

旭川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年旭川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第10条の2 紙与条例第16条の5（第2項第2号及び第4項を除く。）の規定は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）について準用する。この場合において、同条第3項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「給料の月額」と読み替えるものとする。

第19条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第19条の2 紙与条例第16条の5（第2項第2号及び第4項を除く。）の規定は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）について準用する。この場合において、同条第3項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「規則で定める報酬の額」と読み替えるものとする。

附則第2項中「令和4年度及び令和5年度」を「令和5年度」に、「令和4年度に支給する期末手当にあっては同項中「100分の120」とあるのは「100分の75」と、令和5年度に支給する期末手当にあっては同項中「100分の120」とあるのは」を「同項中「100分の125」とあるのは、」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の旭川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例附則第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(旭川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 旭川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年旭川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を「職員」に改める。

第8条中「地方公務員法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改める。

(説 明)

地方自治法の一部改正等に伴い、旭川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市恩給条例を廃止する条例の制定について

旭川市恩給条例を廃止する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市恩給条例を廃止する条例

旭川市恩給条例（昭和24年旭川市条例第36号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

恩給制度を廃止するために、旭川市恩給条例を廃止しようとするものである。

## 旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

旭川市長 今 津 寛 介

## 旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

旭川市国民健康保険条例（昭和34年旭川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条の4中「又は第17条の4」を「，第17条の4又は第17条の5」に改め，同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「，第72条の3の2第1項及び第72条の3第1項」に，「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第12条の6の2中「又は第17条の4」を「，第17条の4又は第17条の5」に改め，同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「，第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第12条の7中「第17条」を「第17条又は第17条の5」に改め，同条第2号イ中「第72条の3第1項」を「第72条の3第1項及び第72条の3第1項」に改める。

第17条の4の次に次の2条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額）

第17条の5 当該年度において，世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（次項に規定する場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の額のうち基礎賦課額は，第9条又は第12条の2の基礎賦課額から，次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には，65万円）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に，当該出産被保険者の出産の予

定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。次条第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

2 当該年度において、第17条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額から、第17条第1項各号に規定する納付義務者の区分に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる額（同条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、前2項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項第2号中「第17条第1項各号」とあるのは「第17条第3項において準用する同条第1項各号」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項において準用する同条第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出産被保険者をいう。以下」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被

保険者である者に限る。以下この項及び次項において」と、同項及び第2項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、同項第2号中「第17条第1項各号」とあるのは「第17条第4項において準用する同条第1項各号」と、「同条第2項」とあるのは「同条第4項において準用する同条第2項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者に関する届出)

第17条の6 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の住所、氏名、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の住所、氏名、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届出書には、次に掲げる事項を明らかにできる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日
- (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号及び第2項各号に掲げる事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の旭川市国民健康保険条例第17条の5の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月1日以後の期間に係るもの及び令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月31日以前の期間に係るもの及び令和4年度分

までの保険料については、なお従前の例による。

(説明)

国民健康保険法等の一部改正に伴い、旭川市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものである。

5・4定

議案第 21 号

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

鷹栖町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和5年12月1日提出

旭川市長 今 津 寛 介

## 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と鷹栖町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表3の(1)のアの表二次救急医療の連携の項の前に次のように加える。

初期救急医療の連携	取組の内容	圏域内の夜間及び休日等における救急患者を甲の区域にある初期救急医療機関が受け入れることにより、救急患者の診療体制を確保・維持する。
	甲の役割	甲の区域にある初期救急医療機関が初期救急医療を輪番制で実施するに当たり、関係機関との調整を行う。
	乙の役割	甲の区域にある初期救急医療機関が初期救急医療を実施するに当たり、応分の経費を負担する。

別表3の(1)のウの表不登校児童生徒の受入機関の共同利用の項中「旭川市適応指導教室」を「旭川市教育支援センター」に改める。

この協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市7条通9丁目48番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号

乙 鷹栖町

鷹栖町長

5・4定

議案第 22号

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

東神楽町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和5年12月1日提出

旭川市長 今津 寛介

## 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と東神楽町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表3の(1)のアの表二次救急医療の連携の項の前に次のように加える。

初期救急医療の連携	取組の内容	圏域内の夜間及び休日等における救急患者を甲の区域にある初期救急医療機関が受け入れることにより、救急患者の診療体制を確保・維持する。
	甲の役割	甲の区域にある初期救急医療機関が初期救急医療を輪番制で実施するに当たり、関係機関との調整を行う。
	乙の役割	甲の区域にある初期救急医療機関が初期救急医療を実施するに当たり、応分の経費を負担する。

別表3の(1)のウの表不登校児童生徒の受入機関の共同利用の項中「旭川市適応指導教室」を「旭川市教育支援センター」に改める。

この協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市7条通9丁目48番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

乙 東神楽町

東神楽町長

5・4定

議案第 23号

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

当麻町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和5年12月1日提出

旭川市長 今津 寛介

## 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と当麻町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表3の(1)のアの表二次救急医療の連携の項の前に次のように加える。

初期救急医療の連携	取組の内容	圏域内の夜間及び休日等における救急患者を甲の区域にある初期救急医療機関が受け入れることにより、救急患者の診療体制を確保・維持する。
	甲の役割	甲の区域にある初期救急医療機関が初期救急医療を輪番制で実施するに当たり、関係機関との調整を行う。
	乙の役割	甲の区域にある初期救急医療機関が初期救急医療を実施するに当たり、応分の経費を負担する。

別表3の(1)のウの表不登校児童生徒の受入機関の共同利用の項中「旭川市適応指導教室」を「旭川市教育支援センター」に改める。

この協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市7条通9丁目48番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡当麻町3条東2丁目11番1号

乙 当麻町

当麻町長

5・4定

議案第 24 号

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

比布町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和5年12月1日提出

旭川市長 今 津 寛 介

## 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と比布町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表3の(1)のアの表二次救急医療の連携の項の前に次のように加える。

初期救急医療の連携	取組の内容	圏域内の夜間及び休日等における救急患者を甲の区域にある初期救急医療機関が受け入れることにより、救急患者の診療体制を確保・維持する。
	甲の役割	甲の区域にある初期救急医療機関が初期救急医療を輪番制で実施するに当たり、関係機関との調整を行う。
	乙の役割	甲の区域にある初期救急医療機関が初期救急医療を実施するに当たり、応分の経費を負担する。

別表3の(1)のウの表不登校児童生徒の受入機関の共同利用の項中「旭川市適応指導教室」を「旭川市教育支援センター」に改める。

この協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市7条通9丁目48番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡比布町北町1丁目2番1号

乙 比布町

比布町長

5・4定

議案第 25号

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

愛別町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和5年12月1日提出

旭川市長 今津 寛介

## 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と愛別町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表3の(1)のアの表二次救急医療の連携の項の前に次のように加える。

初期救急医療の連携	取組の内容	圏域内の夜間及び休日等における救急患者を甲の区域にある初期救急医療機関が受け入れることにより、救急患者の診療体制を確保・維持する。
	甲の役割	甲の区域にある初期救急医療機関が初期救急医療を輪番制で実施するに当たり、関係機関との調整を行う。
	乙の役割	甲の区域にある初期救急医療機関が初期救急医療を実施するに当たり、応分の経費を負担する。

別表3の(1)のウの表不登校児童生徒の受入機関の共同利用の項中「旭川市適応指導教室」を「旭川市教育支援センター」に改める。

この協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市7条通9丁目48番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡愛別町字本町179番地

乙 愛別町

愛別町長

5・4定

議案第 26 号

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

上川町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和5年12月1日提出

旭川市長 今 津 寛 介

## 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と上川町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表中1の(2)の表を1の(3)の表とし、1の(1)の表を1の(2)の表とし、同表に1の(1)の表として次のように加える。

### (1) 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成

地域の強みを生かした産業振興	取組の内容	魅力的な産業が形成された地域づくりを図るため、一般財団法人旭川産業創造プラザを中心とした支援体制の下、圏域が持つ強みを活用した販路の拡大を促進するとともに、あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、ユネスコ創造都市ネットワーク加盟効果を生かして、デザインを活用した産業振興を行う。
	甲の役割	一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業に対し、支援を行う。 あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、デザインを活用した産業振興に係る事業を企画するとともに、当該事業に関する活動に取り組む。 甲の区域内の事業者に対し、当該産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。
	乙の役割	あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、デザインを活用した産業振興に係る事業に関する活動に取り組む。 乙の区域内の事業者に対し、一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。

別表3の(1)のアの表二次救急医療の連携の項の前に次のように加える。

初期救急医療の連携	取組の内容	圏域内の夜間及び休日等における救急患者を甲の区域にある初期救急医療機関が受け入れることにより、救急患者の診療体制を確保・維持する。
	甲の役割	甲の区域にある初期救急医療機関が初期救急医療を輪番制で実施するに当たり、関係機関との調整を行う。
	乙の役割	甲の区域にある初期救急医療機関が初期救急医療を実施するに当たり、応分の経費を負担する。

別表3の(1)のウの表不登校児童生徒の受入機関の共同利用の項中「旭川市適応指導教室」を

「旭川市教育支援センター」に改める。

この協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市7条通9丁目48番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡上川町南町180番地

乙 上川町

上川町長

5・4定

議案第 27 号

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

東川町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和5年12月1日提出

旭川市長 今 津 寛 介

## 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と東川町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表3の(1)のアの表二次救急医療の連携の項の前に次のように加える。

初期救急医療の連携	取組の内容	圏域内の夜間及び休日等における救急患者を甲の区域にある初期救急医療機関が受け入れることにより、救急患者の診療体制を確保・維持する。
	甲の役割	甲の区域にある初期救急医療機関が初期救急医療を輪番制で実施するに当たり、関係機関との調整を行う。
	乙の役割	甲の区域にある初期救急医療機関が初期救急医療を実施するに当たり、応分の経費を負担する。

別表3の(1)のウの表不登校児童生徒の受入機関の共同利用の項中「旭川市適応指導教室」を「旭川市教育支援センター」に改める。

この協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市7条通9丁目48番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡東川町東町1丁目16番1号

乙 東川町

東川町長

5・4定

議案第 28 号

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

美瑛町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和5年12月1日提出

旭川市長 今 津 寛 介

## 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と美瑛町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表3の(1)のアの表二次救急医療の連携の項の前に次のように加える。

初期救急医療の連携	取組の内容	圏域内の夜間及び休日等における救急患者を甲の区域にある初期救急医療機関が受け入れることにより、救急患者の診療体制を確保・維持する。
	甲の役割	甲の区域にある初期救急医療機関が初期救急医療を輪番制で実施するに当たり、関係機関との調整を行う。
	乙の役割	甲の区域にある初期救急医療機関が初期救急医療を実施するに当たり、応分の経費を負担する。

別表3の(1)のウの表不登校児童生徒の受入機関の共同利用の項中「旭川市適応指導教室」を「旭川市教育支援センター」に改める。

この協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市7条通9丁目48番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡美瑛町本町4丁目6番1号

乙 美瑛町

美瑛町長

## 専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月1日提出

旭川市長 今 津 寛 介

契約の名称	契約金額（円）	専決処分 年 月 日	議案等の番号及び件名 (議決等年月日)
明星中学校耐震改修工事	変更前 223,916,000 変更後 224,554,614	令和5年 10月20日	議案第46号契約の締結 について (令和5年6月16日)



5・2定

議案第 46 号

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津 寛介

- |          |  |
|----------|--|
| 1 工事名    | 明星中学校耐震改修工事                            |
| 2 契約金額   | 223,916,000円                           |
| 3 契約の相手方 | 畠山・石田共同企業体<br>畠山建設株式会社<br>株式会社石田兼松八興建設 |
| 4 契約の方法  | 一般競争入札（条件付き）                           |